山形県立米沢栄養大学履修規程

平成26年4月1日規程第10号 最終改正 令和5年4月1日規程第9号

(趣旨)

第1条 この規程は、山形県立米沢栄養大学学則(平成26年学則第1号。以下「学則」という。)に定めるもののほか、履修の方法、単位の認定方法、学修の評価等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(履修登録及び変更)

- 第2条 学生は、履修しようとする授業科目について、所定の期日までに履修登録を行わなければならない。ただし、学年の途中で入学した学生については、入学後直ちに行うものとする。
- 2 学生は、前項の履修登録を行った後、所定の期日までに履修登録の追加、変更又は取消 しを行うことができる。ただし、学年の途中で入学した学生については、入学後直ちに行 うものとする。
- 3 履修科目の年間登録単位数の上限を45単位とする。ただし、学則別表第3に定める科目 及び集中講義期間に開講される科目を除くものとする。

(履修の制限)

- 第3条 学生は、履修登録をした授業科目以外は、履修することはできない。
- 2 学生は、授業時間が重複する授業科目は、履修することはできない。
- 3 学生は、単位を修得した科目については、再び履修することはできない。 (履修学生数制限科目の設定)
- 第4条 学長は、履修学生数を制限しなければ教育効果を十分にあげることができないと認められる場合は、教授会の意見を聴いたうえで、履修学生数に制限を設ける科目(以下「履修学生数制限科目」という。)を設定することができる。
- 2 前項により設定された履修学生数制限科目を履修しようとする学生は、別に定める要件 を満たさなければ、その科目を履修できないものとする。

(修得条件指定科目の設定)

- 第5条 学長は、ほかの科目を修得していなければ教育効果を十分にあげることができない と認められる場合は、教授会の意見を聴いたうえで、ほかの科目を修得していなければ履 修できない科目(以下「修得条件指定科目」という。)を設定することができる。
- 2 学長は、修得条件指定科目を設定したときは、直ちに、その名称及び修得していなければならないほかの科目の名称を周知するものとする。
- 3 ほかの科目を修得していないと認定された学生は、履修登録を行った後であっても、当 該修得条件指定科目を履修することはできない。

(試験の種類及び方法)

第6条 試験は、定期試験、追試験及び再試験とし、筆記によるものとする。ただし、当該 科目を担当する教員(以下「担当教員」という。)が必要と認めたときは、実技、論文提 出その他の方法により行うことができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、授業科目によっては、随時試験を行うことがある。

(定期試験)

第7条 定期試験は、学期末に、学長が一定の期間を定めて行う。

(追試験)

- 第8条 追試験は、疾病その他やむを得ない事情により、定期試験又は再試験を受けること ができなかった者に対し、行うものとする。
- 2 追試験を受けようとする者は、追試験受験願に、医師の診断書その他試験を受けられなかったことを証する書面を添えて、当該試験日の翌日から起算して14日以内に、担当教員の承諾を得て学長に提出し、その承認を受けなければならない。

(再試験)

- 第9条 定期試験又は追試験において不合格となった者に対し、学長は、教育上必要がある と認める場合は、1回を限度として再試験を受験させることができる。
- 2 再試験を受けようとする者は、再試験受験願を指定する期日までに担当教員の承諾を得て学長に提出し、その承認を受けなければならない。

(試験を受験することができない者)

第10条 履修科目の出席時間数が、当該科目の授業時間数の5分の4に満たない者は、当該 科目の試験を受験することができない。ただし、欠席の事情、程度等により、担当教員が 成業の見込みがあると認めた場合は、受験することができる。

(不正行為)

第11条 試験において不正行為を行った者には、当該科目について単位を与えないほか、学 則第38条第1項の規定に基づく懲戒を行う場合がある。

(学修の評価)

- 第12条 学修の評価は、S、A、B、C及びFの5種の評語で表す。
- 2 前項のS、A、B及びCを合格として単位を認定する。
- 3 第1項の学修の評価は、試験及び平常の成績等を総合して次の基準により行う。
 - S 90点以上100点まで
 - A 80点以上90点未満
 - B 70点以上80点未満
 - C 60点以上70点未満
 - F 60点未満
- 4 再試験を行った者に対する学修の評価は、原則として、C又はFとする。

(総合学修評価)

- 第13条 前条の学修の評価に対し、次の各号に掲げるグレード・ポイント(以下「GP」という。)を定める。
 - (1) S 4点
 - (2) A 3点
 - (3) B 2点

- (4) C 1点
- (5) F O点
- 2 第10条の規定により受験資格を喪失した授業科目のGPは0点とする。
- 3 履修登録した授業科目(不合格及び受験資格の喪失の授業科目を含む。)のGPの平均 (以下「GPA」という。)を次の式により算定(小数点以下第三位を四捨五入するもの とする。)し、総合学修評価を行うものとする。

- 4 前項に規定するGPAは、本学において履修したすべての授業科目を対象とする。ただ し、次の各号に掲げる科目については、算定対象から除外する。
 - (1) 学則第15条から第17条に定める科目
 - (2) その他必要と認められる科目
- 5 不合格となった授業科目を再履修した場合は、再履修による学修の評価をGPAの対象 とする。

(学修の評価に関する異議申し立て)

第14条 学生は、学修の評価に疑義等がある場合は、別に定めるところにより異議を申し立 てることができる。

(委任)

第15条 この規程に定めるもののほか、履修等に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成31年4月1日規程第5号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和5年4月1日規程第9号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。